

友新会慶弔規則実施要綱

[平成 28 年 2 月幹事会で承認、平成 28 年 4 月 1 日施行]

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、友新会慶弔規則（以下「慶弔規則」という。）第 5 条の規定に基づき、本会が贈呈する祝金の額、香典等の額その他の事項について定める。

(慶事の祝金)

第 2 条 慶弔規則第 2 条による慶事の祝金の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所独立 金 2 万円
- 二 パートナー就任 金 2 万円

(弔事の香典等)

第 3 条 弔事の香典等の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会員の死亡 金 2 万円及び供花
- 二 会員の配偶者の死亡 金 1 万円及び供花

(祝電及び弔電)

第 4 条 会員の叙勲又は弔事の場合は、幹事長名で祝電又は弔電を送付する。

2 幹事長名には、「大阪弁護士会友新会幹事長」との肩書を付する。

3 祝電の場合の価格は 3,000 円を、弔電の場合の価格は 2,000 円を目安とする。

(供花)

第 5 条 供花には、「大阪弁護士会友新会」と表示する。

2 供花の価格は、1 万円とする。ただし、実情に応じて増額することができる。

(香典又は供花の辞退)

第 6 条 慶弔規則第 3 条第 1 項による香典及び供花の贈呈に際しては、喪主又は遺族の意向を確認する。

2 前項の場合において、喪主又は遺族による辞退の意向が明らかときは、香典及び供花の両方又は一方を行わないことができる。

3 第 1 項の場合において、喪主及び遺族の意向が不明であるときは、特段の事情のある場合を除き、香典及び供花の贈呈を行う。

附則

1 本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 28 年 3 月 31 日以前に生じた事由に基づく本要綱の適用は、改正前の例による。

附則

改正前の第 6 条の削除及び改正後の第 6 条は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。